

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中または渡航予定の皆様へ

マニング警察長官（パンデミック指揮官）は、27日（木）付で規制 No.2「国内渡航」について、国内便搭乗の要件であった抗原迅速検査の事前陰性証明義務を免除する内容に更新しました（27日（木）から有効）。ただし、ブーゲンビル自治州については引き続き、渡航前の検査が必要です。

本件の詳細については、PNG 政府特設ウェブサイト (<https://covid19.info.gov.pg/>) または当館ウェブサイト HP (<https://www.png.emb-japan.go.jp/files/100189313.pdf>) で確認することが可能です。

今回の規制更新により国内渡航の条件が緩和されたものの、当地での新型コロナウイルスの感染リスクは引き続き高いと考えられますところ、邦人の皆様におかれましては引き続き感染予防に務めて下さい。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>